

一般社団法人アーツシード京都定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アーツシード京都と称する。英文では Arts Seed Kyoto と表記する。略称名はASKとする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、芸術の創造、普及、継承及び育成に関する活動を行い、もって人類の芸術の振興と発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 劇場施設、稽古場、飲食店の経営・管理
- (2) 舞台、イベント、展示会、キャンペーン等の企画、助言、制作、運営及び公演
- (3) 劇場及びアーティストの関連グッズの企画、制作及び販売
- (4) 美術品のオークションの企画及び運営
- (5) 文化及び芸術の振興に関する事業
- (6) 文化及び芸術に関する地域交流
- (7) 文化及び芸術に関する国際交流
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、正会員の1種とする。正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退会)

第7条 会員は、当法人所定の様式による届け出により、任意に退会することができる。但し、退会の届出は、やむを得ない事由がある場合を除き、1ヶ月以上前に予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会（以下「総会」という。）は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開会の日の5日前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。委任状による代理出席も有効とする。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 一般法人法第 58 条及び第 59 条による場合の総会議事録には、議事録の作成にかかる職務を行った理事及び代表理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事は社員の中から選任する。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 19 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事の報酬は、総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 27 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開会の日の 5 日前までに理事及び監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 33 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 一般法人法第 96 条及び第 98 条による場合の理事会議事録には、議事録の作成にかかる職務を行った理事及び代表理事がこれに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 35 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものとする。

第 6 章 基金

(基金の拠出等)

第 36 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

3 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から(翌年)3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(剰余金の不分配)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を

目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	茂山晃
設立時理事	蔭山陽太
設立時理事	木村美和
設立時理事	關秀哉
設立時理事	濱村修司
設立時理事	吾郷賢
設立時代表理事	吾郷賢
設立時監事	町田壽二

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	茂山晃	京都市下京区木屋町通松原下る材木町434番地
設立時社員	蔭山陽太	京都市左京区一乗寺中ノ田町71番地 ライオンズマンション北白川305
設立時社員	木村美和	京都市左京区下鴨西半木町30番地
設立時社員	關秀哉	京都市上京区御車道通清和院口上がる梶井町447番地14 プランタンビル8F
設立時社員	吾郷賢	京都市山科区西野大手先町6番地1
設立時社員	濱村修司	京都市中京区壬生賀陽御所町3番地20 賀陽コーポラス507号室

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

一般社団法人アーツシード京都 代表理事 吾郷賢 ㊞